



平成31年3月新規学校卒業予定者採用のスケジュールについて

- ◆ 平成30年度新規学校卒業者につきまして、高卒求人については6月1日（金）からハローワークで求人受理が始まり、7月1日（日）から生徒さんへの公開となります。当事務所では、求人票の作成・提出業務も行っていますので担当者までお申し付け下さい。（詳しいスケジュールは別紙をご参照下さい）
 なお、求人手続きに関しましては、下記のような点にご注意下さい。
 - ・ 夏休み前に提出を（盛岡ハローワーク管内の高校は、早いところで7月20日（金）から休みです）
 - ・ 職場見学を積極的に受け入れるのが望ましい（生徒さんが求人票のみで仕事の内容を理解するのは難しい）
 - ・ 求人票を持って必ず学校訪問を（進路指導教諭に事前に連絡の上、訪問のこと）

賞与からの社会保険料の徴収について

- ◆ 新しい「賞与からの社会保険料控除額表」を同封致しましたので、ご活用下さい。
 なお、健康保険組合にご加入の事業所様は、保険料率が異なりますのでご注意ください。

健康保険被保険者証の使用について

- ◆ 退職等の場合に保険者証がいつまで使用できるのかについて誤解があり、協会けんぽから医療費の返還請求をされるケースが全国で発生しているようです。下記のような場合に特にご注意ください。
 - ケース① 退職者が「今週、歯医者予約が入っているので、その後で返却します。」と言って、退職日までに被保険者証を返さない。
 - ☛ 被保険者証が使用できるのは、あくまでも退職日までです。
 - ケース② 「4月1日に子供が就職しました。新しい保険証が出来たら、いま持っている保険証は返します。」
 - ☛ この場合、いままでの被保険者証が使用できるのは3月31日までです。たとえ新しい被保険者証が出来てこないとしても、4月1日からの受診について、いままでの被保険者証は使用できません。受診した医療機関にも迷惑が掛かります。被保険者証は速やかな回収をお願いいたします。

労働保険料の申告・納付について

- ◆ 平成30年度の労働保険年度更新の手続きが始まりました。申告・納付は6月1日（金）から7月10日（火）までとなっています。手続きを受託している事業所様には申告が終わり次第、申告書控と納付書をお届けします。
 なお、労働保険料の納付は口座振替を利用することも可能です。手続きに関しましては、当事務所担当者までお申し付け下さい。

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合	平成30年7月10日	平成30年10月31日	平成31年1月31日
口座振替利用の場合	平成30年9月7日	平成30年11月14日	平成31年2月14日
口座振替手続申込期限	平成30年2月26日	平成30年8月14日	平成30年10月11日

訂正とお詫び

前回の「おしらせ」で平成30年4月分からの、雇用保険料の免除を「昭和28年4月1日以前に生まれた方」とご案内さしあげましたが、正しくは「昭和29年4月1日以前に生まれた方」です。大変申し訳ございません。